

第六十二条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「記入して」を「記録して」に改め、同条第五項中「記入」を「変更記録」に改める。
 第六十六条第二項第二号中「記入して」を「記録して」に改める。
 第六十七条の見出しを「自動車検査証記録事項の変更及び構造等変更検査」に改め、同条第一項中「自動車検査証の記載事項」を「自動車検査証記録事項」に、「事項の変更」を「変更」に、「記入」を「変更記録」に改め、同条第二項中「自動車検査証の記載事項」を「自動車検査証記録事項」に改める。

第七十一条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第五項中「の記入の申請をすべき事由」を削り、同条第七項中「同条第二項」を「第二項」に改め、「読み替える」の下に「ものとす」を加え、同条第八項中「あつた場合に」の下に「ついで」を、「おいて」の下に「同条中」を加え、「あるのは」を「あるのは」に改め、「読み替える」の下に「ものとす」を加え、同条第九項中「あるのは」を「あるのは」に改め、「読み替える」の下に「ものとす」を加える。
 第七十二条第一項中「本章」を「この章」に、「記入」を「変更記録」に改める。
 第七十四条の四中「第六十三条の三、第六十三条の四」を「から第六十三条の四まで」に改め、「第七十四条から」の下に「この条まで、第七十五条から」を加える。
 第七十四条の四の次に次の二条を加える。

第七十四条の五 国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、第六十二条第二項の規定による自動車検査証への記録及び自動車検査証の返付並びに第六十六条第二項の規定による検査標章の交付に関する事務（継続検査の結果の判定その他国土交通省令で定める事務を除く。）を国土交通省令で定める要件を備える者に委託することができる。
 （継続検査に係る自動車検査証への記録等に関する事務の委託）

第七十四条の六 国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、第六十七条第一項の自動車検査証の変更記録に関する事務（変更記録をすることが適当であるかどうかの審査その他国土交通省令で定める事務を除く。）を国土交通省令で定める要件を備える者に委託することができる。
 2 前項の規定による委託を受けた者（次項及び第百条第一項第八号において「特定記録等事務代行者」という。）は、次に掲げる行為をしてはならない。
 一 第六十二条第二項の規定により自動車検査証の返付を受けるべき者の請求がある場合において、災害その他やむを得ない事由がないのに当該自動車検査証への記録をせず、若しくはこれを返付せず、又は検査標章を交付しないこと。
 二 前号に規定する場合において、当該自動車検査証以外の自動車検査証への記録をし、若しくは同号の者以外の者に自動車検査証を返付し、又は同号の者以外の者に検査標章を交付すること。

3 第二十八条第一項及び第二十八条の二第一項の規定は、特定記録等事務代行者が自動車検査証への記録及び自動車検査証の返付並びに検査標章の交付に関する事務を行う場合について準用する。
 （自動車検査証の変更記録に関する事務の委託）

第七十四条の六 国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、第六十七条第一項の自動車検査証の変更記録に関する事務（変更記録をすることが適当であるかどうかの審査その他国土交通省令で定める事務を除く。）を国土交通省令で定める要件を備える者に委託することができる。
 2 前項の規定による委託を受けた者（次項及び第百条第一項第九号において「特定変更記録事務代行者」という。）は、次に掲げる行為をしてはならない。
 一 第六十七条第一項の規定により自動車検査証の変更記録を受けるべき者の請求がある場合において、災害その他やむを得ない事由がないのに当該自動車検査証への記録をしないこと。
 二 前号に規定する場合において、当該自動車検査証以外の自動車検査証への記録をすること。
 3 第二十八条第一項及び第二十八条の二第一項の規定は、特定変更記録事務代行者が自動車検査証の変更記録に関する事務を行う場合について準用する。

第百条第一項中第十七号を第十九号とし、第八号から第十六号までを二号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の二号を加える。
 八 特定記録等事務代行者
 九 特定変更記録事務代行者
 第百十条第一項第一号中「第七十五条の四第二項」を「第七十四条の五第二項、第七十四条の六第二項、第七十五条の四第二項」に改める。
 附則
 （施行期日）
 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第一条及び附則第九条の規定 公布の日
 二 第二条中道路運送車両法第七十五条の六の改正規定 公布の日から起算して二十日を経過した日
 三 附則第三条の規定 公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日
 四 第三条並びに附則第十四条及び第二十條の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日
 五 附則第四条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日
 六 第四条並びに附則第五条から第八条まで、第十三条（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六十條第一項第三号の改正規定及び同法第四百五十四條第一項第二号の改正規定に限る。）、第十五条、第十六条（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第九十條の十五第一項及び第二項の改正規定に限る。）、第十八条及び第二十二條（総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十二條の二第三項の改正規定並びに同条第十二項の表第百条第一項の項及び同表第百条第二項の項の改正規定に限る。）の規定 公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日
 （第二条の規定による改正に伴う経過措置）
 第二条 この法律の施行の日（次項及び第三項において「施行日」という。）前にした第二条の規定による改正前の道路運送車両法（同項において「旧法」という。）、第七十八条第一項の規定による自動車分解整備事業の認証は、国土交通省令で定めるところにより、第七十二条の規定による改正後の道路運送車両法（次項及び第三項において「新法」という。）、第七十八条第一項の規定に基づいてした自動車特定整備事業の認証とみなす。その認証の申請についても、同様とする。
 2 この法律の施行の際現に新法第七十七条第一項に規定する自動車特定整備事業に相当する事業（原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置又は連結装置を取り外して行う整備又は改造であつて国土交通省令で定めるものを行わないものに限る。）を経営している者は、施行日から起算して四年を経過する日までの間は、新法第七十八条第一項の規定にかかわらず、国土交通省令で定めるところにより、引き続き当該事業を営営することができる。その者が、その期間内に同項の認証を申請した場合において、認証があつた旨又は認証をしない旨の通知を受ける日までも、同様とする。
 3 この法律の施行の際現に備えている旧法第九十一条の分解整備記録簿は、施行日において、新法第九十一条の特定整備記録簿とみなす。
 第三条 第三条の規定による改正に伴う経過措置
 第三条 第三条の規定による改正後の道路運送車両法第九十九条の三第一項の許可を受けようとする者は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前においても、その申請を行うことができる。
 第四条 第四条の規定による改正に伴う経過措置
 第四条 第四条の規定による改正後の道路運送車両法（以下「第六号新法」という。）、第七十四条の五第一項及び第七十四条の六第一項の規定による委託に關し必要な手続その他の行為は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（以下「第六号施行日」という。）前においても行うことができる。